

暮らしのお知らせ

素案の公表と意見の募集

各計画を閲覧できます

市では、次の各計画についての案をそれぞれ公表し、意見を募集します。

閲覧場所：各担当課、行政資料室
(市役所1階)、下総・大栄支所、

各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこづつ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ
(<https://www.city.narita.>

計画(素案)名と担当課	閲覧期間	提出・問い合わせ先
まち・ひと・しごと創生総合戦略 企画政策課 (市役所3階)	1月17日(月)まで	〒286-8585 花崎町760 ☎20-1500 FAX24-1006 Eメールkikaku@city.narita.chiba.jp
行政改革推進計画 行政管理課 (市役所4階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1501 FAX24-1655 Eメールgyosei@city.narita.chiba.jp
商工業振興計画 商工課 (市役所4階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1622 FAX24-2185 Eメールshoko@city.narita.chiba.jp
生活排水対策推進計画 環境計画課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1533 FAX22-4449 Eメールkankei@city.narita.chiba.jp
耐震改修促進計画 建築住宅課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1564 FAX24-4354 Eメールkenchiku@city.narita.chiba.jp

chiba.jp/shisei/page000100.html

意見の提出方法：1月17日(月)必着までに、閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて直接・郵送・FAX・Eメール・ウェブ電子申請サービスのいずれかで各提出先へ

結果の公表：市の考えと併せてホームページなどで掲載
※くわしくは各問い合わせ先へ。

国の教育ローン

在学中の利子を半額補給

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、在学期間中の利子の半額を補給します。

交付決定される前の利子は対象外です。

対象：金融機関から国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人

- 市に1年以上住民記録がある
 - 市税を完納している
- 利子補給期間：交付決定された月

からの在学期間(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要な物：返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和2年度分の市税納税証明書、入学または在学を証明できる物

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

いずみ聖地公園

墓地の清掃は定期的に

墓地を清掃せずに放置していると、雑草が生い茂って隣接する墓地の使用者に迷惑が掛かります。墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合

が有料で清掃を代行する制度があります。代行を希望する人は、同組合(☎36・2292)へ申し込んでください。

使用許可の取り消しに注意

次のいずれかに当てはまる場合、墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき

○使用者が住所不明となって7年を経過したとき

○普通墓地使用者が、許可を受けただ日から2年を経過しても囲障(外柵)を設置しないとき

○管理料の納付が3年間ないとき

住所などが変わったら手続きを

墓地使用許可書の記載内容住所・本籍・保証人などに変更があった場合は速やかに手続きしてください。

特に、住所変更があった場合は納付書などの重要書類が届かなくなりしますので注意しましょう。

式場・和室の利用

霊園内の管理事務所には式場と和室があり、納骨式・回忌などの法要に利用できます。

料金(1時間当たり)

- 式場
- ・使用料：2,530円。4時間を超えると1,100円
- ・冷暖房費：275円
- 和室
- ・使用料：1,100円。4時間を超えると550円
- ・冷暖房費：55円

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

受水槽の非常用給水栓

設置前に申請を

市営水道を使用している共同住宅などで受水槽を設置している場合、災害時に受水槽の水道水を利用するための非常用給水栓を設置できます。

設置には事前に申請が必要です。条件などは市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/ku-rashi/page0160_00007.html)で確認してください。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0296)へ。

学校監査

令和3年度の 結果を公表

令和3年度に実施した定期監査

(学校監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。)

成田市監査委員 佐々木 宏之
同 岩下 豊久
同 海保 茂喜

期日 10月5日・8日・12日・27日

対象 成田小学校、八生小学校、

吾妻小学校、玉造小学校、神宮寺小学校、美郷台小学校、成田中学校、玉造中学校

方法 令和3年度(8月末現在)の財務に関する事務事業の執行と施設などの管理状況について諸帳簿類を調査し、関係職員から説明を受け監査を実施した

結果

○予算の執行
「所管する事務事業はその目的に沿って執行されており適正なものと認められた。なお、予算執行

に当たっては、教育効果や年間行事などの状況を的確に判断し、時機を失することなく、目的に沿って執行されるよう引き続き留意されたい」

○施設などの管理

「校長室、職員室における現金や機密性の高い個人情報等の管理については、各学校で適切な職員の職員が鍵を管理し、施錠も適切に行われていた。理科準備室の薬品等保管状況は、一部でカセットガス等燃料の保管場所が未施錠であるなどの事例が見受けられたので、より慎重な管理に努められた。図書室の管理運営は、新型コロナウイルス感染症対策により学級ごとに利用時間を分散するなど様々な制約が生じている状況下でも、学校図書館司書が中心となり、児童生徒の読書習慣を維持し意欲を高める取り組みがなされている

市長日誌



11月16日(火)～30日(火)

- 16日 道路整備促進期成同盟会全国協議会要望活動
- 17日 スロベニア大使表敬訪問
成田ビジネス講座
- 18日 成田市表彰式
- 19日 ナリタヤとの買い物支援と地域の見守り活動推進に関する協定締結式
成田市・国際医療福祉大学地域連携推進協議会
- 20日 PARA Beats! 共生社会を奏でよう。
- 24日 議会運営委員会
定例記者会見
- 26日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
12月定例会議会開会(～12月15日)
総務常任委員会
- 30日 市議会一般質問(～12月3日)



スロベニア大使と(17日)

ことが確認できた。また、施設管理全般については、定期的な安全点検を通じた修繕箇所の把握と速やかな対応はもとより、各学校とも感染症の感染拡大防止対策に注力するなど、おおむね適切に管理されていると認められた」

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

償却資産とは、事業用の構築物・機械・運搬具・器具・備品などのことです。

令和4年1月1日時点で市内に償却資産を所有する事業主は、資産の多少にかかわらず1月31日(月)までに償却資産申告書を提出してください。eLTAX(<https://www.eltax.go.jp>)を利用した電子申告ができます。

なお、太陽光発電設備や中小企業者などが導入する先端設備は、課税標準の特例などにより軽減の対象となる場合があります。

詳細は資産税課(☎20・1514)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/ku-rashi/page092900.html>)で確

認してください。
※くわしくは同課へ。

市・県民税と所得税

市役所での申告を 事前予約制で

対面での申告書の作成補助を必要とする人が安心して相談できるように、今年度の市役所での市・県民税申告と所得税の確定申告の受け付けを事前予約制で行います。詳細は広報なりた1月15日号や行政回覧でお知らせするほか、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/ku-rashi/page091900_00008.html)で確認できます。



※くわしくは市民税課(☎20・1513)へ。

今月の納期限

1月4日(火)

- ①固定資産税(第3期)
- ②国民健康保険税(第6期)
- ③後期高齢者医療保険料(第6期)
- ④介護保険料(第6期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

パスポートの申請・交付

市役所で
手続きできます

パスポートを申請できるのは、日本国籍を持ち、市に住民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に住んでいる人などです。

取り扱い業務

- 新規・切り替え申請と交付
- 記載事項変更申請と交付
- 査証(ビザ)欄の増補申請と交付

本人確認書類(1~2点)

A 1点でよいもの	マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
B 2点必要なもの (Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)	①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(顔写真付き)、母子健康手帳(中学生以下)など

- 紛失・盗難・焼失の届け出
- 受付日時(祝日・年末年始を除く)
○申請：月々金曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付：月々金曜日・日曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付日：申請日から9日(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降
- 手数料：申請内容により異なる
- 必要書類(初めて申請する場合)
○一般旅券発給申請書：申請書は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています
- 戸籍謄・抄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物
- 写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内撮影した物。顔や頭の輪郭が隠れている、汚れ・傷があるなど、パスポートの写真として不適合な物は受け付けできません
- 本人確認書類(上表の通り)
県外に住民記録があり、継続的に市内に住んでいる人は住民票申請日前6カ月以内に発行された物と市内に居住していることを証明する書類が必要です。なお、切り

- 冬期の省エネルギー対策
できることから始めよう
- 市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組んでいます。
- 日常生活でできる省エネルギーの取り組みに、ご協力をお願いします。
- 室温は20℃を目安に
- 冬はエネルギーの消費量が増大します。普段以上に省エネを心がけましょう。
- 室温は20℃を目安に、体調を考慮しながら設定する
- 電気製品は電源を入れたままにせず、長時間使わないときはプラグを抜く
- 冷蔵庫は整理整頓して効率的に利用する
- エアコンのフィルターは小まめに掃除する
- 料理の下ごしらえに電子レンジを活用する
- 照明はLEDの物を選ぶ
- 風呂は続けて入浴し、ふたをして浴槽の熱を逃がさないようにする
- ※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

- 固定資産税・都市計画税の減額特例
被災代替家屋の所有者に
- 令和元年台風第15号などの災害で、所有する家屋が滅失・損壊(半壊以上)し、次の対象に当てはまる人は、固定資産税・都市計画税の減額特例を受けられる場合があります。
- 特例を受けるには申告が必要です。
- 対象：令和6年3月31日までに、被災した家屋に代わる家屋を取得した人など
- ※くわしくは資産税課(☎20-1514)または市ホームページ
(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/ba.jp/kurashi/page092800.html>)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)
右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。

